

第 1 部

概 觀

概観

第1章

軍縮・不拡散をめぐる国際的な動向

第1節 軍縮・軍備管理・不拡散とは

軍備に関する規制が世界的な問題として取り上げられるようになったのは、19世紀末になってからのこととされる。国際的な紛争解決の手段としての戦争を一定の範囲で規制していこうとの試みとともに、軍備縮小が国際的な会議の場で主要な問題とされるようになった。その後、国際連盟規約は、第8条で軍備縮小について規定し、国際連合憲章（国連憲章）は、第11条で軍備縮小及び軍備規制を国際の平和と安全についての協力の一つとして位置付け、これを規律する原則について審議するといった総会の権限を定めている。

「軍縮」という用語は、国連憲章以外でも様々な文書で用いられているが、一般的には、国際的な合意の下であらゆる種類の軍備又は兵器を縮小、削減（軍備縮小）、さらには廃絶することも意味するとされる。これに対して、冷戦時代に主に用いられるようになった「軍備管理」は必ずしも縮小や廃絶を意味しない。軍備管理とは、敵国間の戦争勃発の可能性を減じるためのあらゆる軍事協力を意味するとされており、相互の安定的な戦略的抑止関係の下での軍備又は兵器の規制という伝統的な意味での軍備管理の他にも、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制なども軍備管理の一部と位置づけられる。1970年代以降の冷戦期に

おいては、米国とソ連という核大国間の相互の核抑止関係を前提とした戦略的安定性を維持するための核兵器に関する枠組みとして主に用いられた。

これに対し、「不拡散」とは、兵器一般、特に核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段（ミサイル等）のほか、それらの関連物資や技術などの拡散を防止・抑制し、阻止することを意味する。冷戦期、西側諸国は、共産圏諸国への戦略物資、特にハイテク技術等の移転を防止するための取組を行ってきた。冷戦終結以降、大量破壊兵器等の開発・取得を企図する国やテロリストなど非国家主体への大量破壊兵器やその関連物質・技術の拡散の懸念の高まりを受け、国際社会はその防止のため、輸出管理や関連国連安保理決議の履行、拡散に対する安全保障構想（PSI）等の取組を強化している。

このように、軍縮・軍備管理・不拡散は、いずれも軍備又は兵器、その関連物資・技術を対象に一定の国際的な規範を策定し、この規範に基づいて軍備や兵器、その関連物資・技術を規制・管理・制限・縮小することを通じて、国際的な安全保障環境を向上させることを目的としている。また、ある国が一方的に軍備の縮小を実施する場合もある。

第2節

なぜ軍縮・不拡散への取組がなされてきたのか

日本は、第二次世界大戦後、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」(日本国憲法前文)との平和への決意に立って、軍事大国とはならず、その持てる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としてきた。戦争は、人々の生命や財産を脅かし、その生活と文化を破壊し、数々の悲劇をもたらす。日本の戦後外交は、国民が平和と安全のうちに暮らせるように、そして、世界全体に平和が築かれるように、との日本国民の強い願いの上に立って進められてきた。

しかし、現実の世界には、国と国、民族と民族の間の不信感が根強く存在しており、依然として緊張や対立がある。領土紛争、宗教対立、民族対立など、潜在的に武力紛争に発展しかねない問題を抱えた地域が各地に存在しており、世界のほとんどの国が、自国の安全保障を確保するために、つまり他国からの侵略や武力による威嚇などから自国を防衛するために、軍備を必要と感じていることは、厳然とした事実である。

他方で、軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、その規模を適正水準に保ち、できれば縮小する方向で、各国間で協調して調整を進めていくことは、それぞれの国にとって利益になる。勢力を競い合う国同士が、互いに自らの軍事力を優位に保つことのみを考えて軍備を増強するならば、結果として双方が際限なく軍備を拡張していくことになる。こうした軍備拡張競争や兵器の拡散は、国際の平和と安全

を損なうことにつながりかねない。無制限に増大した軍備や兵器は、たとえ侵略や武力による威嚇の意図がなくても、他の国の不信感や脅威意識を高め、国際関係を不安定にし、不必要な武力紛争を引き起こすことになりかねない。国連憲章が、第11条で、軍備縮小及び軍備規制を国際の平和と安全に関連する問題として位置付けている理由は主としてここにある。

各国がその軍備の規模や性能を制限・調整していく必要があるとの考えは、こうした考えが背景にある。すなわち、軍備が各国の安全保障にとって必要であるとしても、無制限の軍備拡張は各国の安全保障を害するのであって、軍備を適正規模に調整するための軍備管理や軍縮もまた各国の安全保障にとって一定程度必要なことである。軍縮・不拡散の取組は、軍備の必要性という現実を踏まえつつ、各国の安全保障を向上させる手段の一つとしても進められていく必要がある。

また、経済的な観点からも、莫大な軍事支出は、政府の財政を圧迫する。不必要な軍備拡張競争は資源の浪費でもある。できる限り軍事支出を抑え、経済開発や福祉などに優先的に国家予算を振り向けることができるような条件を整えることも、軍縮・不拡散外交に期待される効果である。

19世紀にさかのぼる人道主義的な観点からの軍備の規制に加え、世界の安全保障や経済発展を効率的・効果的に実現するためにも、軍縮・不拡散のための国際的な努力が行われてきたのである。

第3節

軍縮・不拡散の現状と課題

軍縮・不拡散は、国際政治と密接に絡んでおり、その進展がその時々国際政治に大きく左右される側面は否めない。冷戦期には米ソ超大国の対立構造を背景として、米ソの核軍備競争を如何に抑制し、また、その戦略核兵器を如何に安定的な形で管理・削減していくかということが主な課題であった。また、核実験が相次いだ1960年代にはこれをどのように抑制するかとともに、核兵器の不拡散が重要な課題となった。ソ連崩壊を受けた冷戦直後には、米国

とロシアによる戦略攻撃兵器削減条約交渉も進み、核軍縮に向けた期待が大きく膨らんだ。実際、そのような期待を背景として、1995年には核兵器不拡散条約(NPT)の無期限延長が合意され、1996年には冷戦期に何度も交渉が頓挫した包括的核実験禁止条約(CTBT)の交渉が妥結した。

しかし、そのような期待とは裏腹に、米ソの二極構造の崩壊を受けて、国際政治における主要な主体(アクター)が増加したことによって、軍縮・不拡散

をめぐる問題も一気に複雑化している。1990年代半ば以降には、北朝鮮の核開発、旧ソ連諸国からの核物質の流出、インド・パキスタンによる核実験実施などが大きな問題となり、2000年代以降も、9.11同時多発テロ事件を受けた核テロの危険性、カーン・ネットワークの発覚、イランやシリアの核開発、北朝鮮による核実験実施、更なる核軍縮交渉の進展の欠如、CTBT未発効、ジュネーブ軍縮会議（CD）の停滞など、軍縮・不拡散をめぐる課題が百出している。

こうした中で、2007年1月のキッシンジャー元米国国務長官をはじめとする米国歴代政権の元高官4名による「核兵器のない世界（A World Free of Nuclear Weapons）」と題するウォール・ストリート・ジャーナル紙への寄稿は、こうした状況を打開する大きな潮目の変化となった。同寄稿は、冷戦崩壊から20年近くが経過して米ソ間で作用していた相互確証破壊（MAD）は陳腐化する一方で、従来の核抑止戦略が効かないテロリストの手に核兵器が渡る危険性こそが、現在の困難かつ新しい安全保障の課題であると位置づけた上で、核兵器のない世界の実現に向けて国際社会が努力すべきと訴えた。

この寄稿を契機に核軍縮への機運が高まった。この機運の高まりは、「米国は核兵器のない世界の実現に向けて具体的な措置を取る」ことを宣言した2009年4月のオバマ米国大統領によるプラハ（チェコ）での演説へとつながった。米露間で再開された戦略核の削減交渉は、2010年4月の新戦略兵器削減条約（新START）の署名（2011年2月発効）という成果に結実した。2010年5月に開催された2010年NPT運用検討会議では、困難な交渉を経ながらも、NPT体制を支える3本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）に関し、将来に向けた具体的な行動計画（2010年行動計画）を含む最終文書を採択することができた。10年ぶりの成果を受けて、NPTを中心とする国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けた一歩前進が図られた。

その後、各国が2010年行動計画を着実に実施することで、軍縮・不拡散における進展が期待されていた。新STARTの発効とその後の着実な履行、第2回及び第3回核セキュリティ・サミットの開催（2012年3月、2014年3月）、国際原子力機関（IAEA）追加議定書の締約国やCTBTの署名・批准国の増加、イランの核問題をめぐる包括的共同作業計画（JCPOA）への合意な

ど、一定の前進がみられた分野もある。

しかし、2010年以降の5年間で軍縮・不拡散をめぐる目覚ましい進展が見られないことも事実である。2010年行動計画は十分に履行されておらず、特に、同行動計画で2012年に開催されることが合意された中東非大量破壊兵器地帯に関する会議は結局2015年運用検討会議に至るまで開催されなかった。同会議が開催されなかったことに対する関係国の不満は大きく、2015年運用検討会議は中東問題をめぐる対立が解けず、そのことを直接的な要因として、最終的に新たな合意を得ることができなかった。新STARTに続く大幅な核兵器の削減は交渉すら開始されていない。逆に、核兵器を保有する国の中には透明性が欠如した形での核戦力の増強を進めている国がある。CDでは、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉を開始できない状況が続いており、打開の見通しは見えない。北朝鮮の核問題は引き続き深刻である。北朝鮮は国際社会の強い反対にもかかわらず「ミサイル」を発射し、4回目の核実験を強行しており、断じて容認できない事態が続いている。

一方、国際社会では、2010年NPT運用検討会議以降、核兵器をめぐる2つの重要な動きが起きている。第1に、核兵器の非人道的影響に関する国際的なうねりが生まれている。核兵器をめぐる議論の重心を国家安全保障から人道主義的観点に移すことを目指しており、このことは人間の安全保障の観点からも重要な意義を有する（第3部第4章参照）。第2に、その関連で、核兵器の非人道的影響を踏まえて、核兵器を法的に禁止するという動きが市民社会を中心に強まっている（第3部第5章第5節参照）。

その他、マーシャル諸島による、核兵器国及び核兵器を保有しているとみられる国の国際司法裁判所（ICJ）への提訴の動きも注目される。マーシャル諸島は、2014年4月、それらの国が、NPT第6条に基づく国際法上の核軍縮義務を履行していないとして、それらの国が国際法に違反していることを訴えた。本書の発刊時点では、未だ審理中で、特段の目立った動きはないが、今後ICJの判断及びその軍縮・不拡散への影響が注目される。

このように、軍縮・不拡散をめぐる未だに多くの深刻な問題が残っており、国際社会が丸くなって対処することがますます求められている。

第2章

軍縮・不拡散における日本外交

第1節

軍縮・不拡散に関する日本の基本的考え方

第1章で述べたような軍縮・不拡散をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、安全保障環境が厳しさを増している東アジアに位置する日本はどのような考え方に基づいて軍縮・不拡散外交を行っていくべきであろうか。日本の軍縮・不拡散外交の推進は、大きく以下の4つの基本的な考え方に基づいている。

第1に、日本が拠って立つ日本国憲法の平和主義の理念と、唯一の戦争被爆国である日本の「使命」としての軍縮・不拡散外交である。日本が核兵器のない世界の実現に向け、国境と世代を越えた取組を進めていくことは国としての使命とも言えるものである。第2に、日本の平和と安全を確保する「安全保障」としての軍縮・不拡散外交である。日本を取り巻く地域や国際社会の安全保障環境を安定・改善させるための手段として、軍縮・不拡散を積極的に活用することが重要である。第3に、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大している中で、「人道の精神」に基づく軍縮・不拡散外交である。第4に、一人ひとりの人間の安全を確保するという「人間の安全保障」の考え方に基づく軍縮・不拡散外交である。

なお、核軍縮・不拡散分野におけるこれらの基本的な考え方については、2013年7月の広島における「ひろしまラウンドテーブル」開会式や2014年1月の長崎における「大臣と語る」イベントにおいても述べてきている（資料編1参照）。特に、第2と第3の点については、「二つの認識」（①核兵器が使用された際の非人道性についての正確な認識、②国際社会がますます多様化する核リスクに直面していることへの冷静な認識）という形で発表している。

以下、こうした軍縮・不拡散に対する日本の基

本的考え方について詳述する。

1. 平和への願いと唯一の戦争被爆国としての使命

日本が、外交政策の重要な柱の一つとして軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいるのは、日本が拠って立つ世界の平和と安全の維持・確保を強く希求しているからである。第二次大戦後、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意から、日本は国際社会の中で平和国家としての地位を築くことを選択した。このような理念は日本国憲法の中にも謳われている。日本が、軍事力の強化ではなく、平和裡に経済発展を遂げ、国民の福祉の向上を図ることを重視し、また、それらを実現する上で不可欠な国際社会の平和と安定を追求してきたことは、いずれの国にも明らかであり、世界に誇れるものである。また、日本には、唯一の戦争被爆国として、核兵器の使用によりもたらされる惨禍は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々に強く訴えていく使命がある。2013年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略においても、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のため、「世界で唯一の戦争被爆国として、『核兵器のない世界』の実現に向けて引き続き積極的に取り組む」と規定されている。

日本の軍縮・不拡散分野における主導的な取組の実績は日本の貴重な外交資産であり、この分野で引き続き積極的に取り組んでいくことは日本が確立したモデルを世界に広めるという側面も有していると言えよう。

2. 日本の安全保障環境の向上

日本を取り巻く安全保障環境を見れば、日本にとって軍縮・不拡散の問題に積極的に取り組んでいく意義が特に大きいことが分かる。

日本周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、領土や海洋をめぐる問題や、朝鮮半島や台湾海峡等をめぐる問題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。特に、北朝鮮は、国際社会が強く自制を求めているにもかかわらず、2016年1月には4回目の核実験実施を強行し、2012年以降現在に至るまで、「ミサイル」の発射を頻発化させている。北朝鮮のこのような動きは、日本を含む地域の安全保障における喫緊かつ重大な脅威であるとともに、核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして断じて容認できないものである。

このような状況下で日本は、自国の防衛力整備、日米安保体制の堅持とともに、周辺地域が国際環境の安定を確保するための外交努力により、自国の平和と安全を図るとの基本的な立場を取っている。その外交努力の重要な施策の一つとして、軍縮・不拡散が位置づけられる。すなわち、日本を取り巻く地域や国際社会の安全保障環境の安定・改善のために、軍縮・不拡散を有効な外交手段の一つとして積極的に活用していくことが重要である。具体的には、核実験禁止のための国際的な規範を定着させていく努力としてのCTBT早期発効、核戦力増強を食い止めるための努力としての核兵器用核分裂性物質生産モラトリウムやFMCT早期交渉開始、透明性が欠如する形での核戦力増強によって生じ得る地域や国際社会での疑念を和らげるための透明性向上、世界的な核兵器の削減を進めるための核兵器削減交渉の多国間化、地域や国際社会の安定に資するための核兵器の不拡散という規範の強化や検証体制の強化、核物質や関連資機材の輸出管理の強化、通常兵器分野での国際的ルール作りへの貢献など、日本が置かれている安全保障環境の安定・向上のための様々な施策を有

機的にとっている。

なお、こうした施策をはじめ、核兵器のない世界に向けた軍縮・不拡散外交は、日本の安全保障政策と整合する形で進めなければならないことは言うまでもない。日本が米国の核抑止に依存しつつ核軍縮を追求することについて疑問に思う人もいるかもしれない。しかし、核の惨禍を二度と繰り返さないための最も確かな保証が核兵器のない世界を実現することである一方で、そこに至る道のりの途中においても、核兵器の使用はあってはならない。つまり、核軍縮を進めるにあたって、諸国間の関係を不安定なものにして、逆に核兵器の使用の危険性が高まるようなことになってはならず、核軍縮は諸国間の安定的な関係の下で進められる必要がある。核軍縮を進めるに際しては、安全保障を確保し、諸国間の疑心暗鬼や不信感を増幅させないように留意しながら進めていく必要がある。このことは、日本の観点からすれば、核兵器のない世界の実現に至る道のりにおいて、換言すれば、現実には核兵器が存在する間、国家安全保障戦略でも明確に述べられているとおり、核抑止力を含む米国の拡大抑止が不可欠であることを意味する。したがって、日本が核軍縮を追求することと、当面米国の核抑止に依存しつつ国の安全保障の確保という最重要の責務を果たしていくことはなんら矛盾するものではない。

他方で、このような形で米国の核抑止に依存しつつも、日本は、同時に、核抑止に依存する必要のない国際的な安全保障環境を実現すべく日々努力している。そのためには、冷徹な国際政治の現実を直視しつつ、いかに遅々とした歩みであっても、どのようにして現実を変えていくことができるかを考え抜かなければならない。日本は、こうした考え方に基づいて、核兵器のない平和で安全な世界に向け、核リスクを確実に最小化していくための実践的かつ具体的な核軍縮・不拡散措置を追求している。

3. 人道主義的アプローチ

兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大していく中で、人道の精神、すなわち人道主義的なアプローチにより、軍縮・

不拡散に取り組む意義が高まってきている。歴史的には、武力紛争法（従来の戦時国際法）における交戦法規規定は、交戦国が戦争により目的を達成するための「軍事的必要性（military necessity）」とそのために必要以上の苦痛を与えることを回避する「人道的考慮（humanitarian considerations）」という相互に矛盾する要請の絶妙なバランスの上に成り立ってきた。例えば、1868年のセント・ペテルスブルク宣言前文は、「戦争中に国家が達成するために努めるべき唯一の正当な目的は、敵の軍事を弱めることで」あり、「既に戦闘外に置かれた人員に対して苦痛を無益に増大し、又はその命を奪うことを必然にする兵器の使用は、この目的を超え、人道法に反する」と定めた。1907年のハーグ陸戦規則は、害的手段について交戦国は「無制限に権利を有するわけではない」と規定した上で、「不必要な苦痛を与える兵器、投射物、その他の物質」の使用を禁止した。さらに、1977年のジュネーブ諸条約第一追加議定書は、①過度の障害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いること、②自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予測される戦闘の方法及び手段を用いること、③特定の軍事目標のみを対象とし得ない手段を用いること、を禁じる旨定めた。

しかし、こうした基本原則による規制は、新兵器が開発された場合にも適用可能であるという利点を有するが、現実には多くの個別の多国間条約によって、特定兵器の禁止や使用の制限が行われてきた。代表的な条約として、1972年の生物兵器禁止条約、1980年の特定通常兵器使用禁止制限条約、1993年の化学兵器禁止条約、1997年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）、2010年のクラスター弾に関する条約（CCM）が締結された。とりわけ、オタワ条約やCCMは、これら兵器の非人道性を問題視した有志国と市民社会・NGOが協力し、国連や既存の条約プロセスの外で国際会議を重ねて条約を策定した点に特徴がある。

核軍縮・不拡散の分野においても、1946年1月

の国連原子力委員会の設置に関する決議や1978年6月の第1回国連軍縮特別総会（SSOD-1）最終文書において、核兵器の非人道性を意識した文言が盛り込まれていたが、2010年5月NPT運用検討会議の最終文書（行動計画前文A.v）において、「核兵器のいかなる使用についても壊滅的で非人道的な結末に深い懸念を表明し、いかなる場合であっても、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」という形で明示的に核兵器の非人道性に関する文言が盛り込まれた。その後、核兵器の非人道性を前面に押し出して核廃絶をめざす16か国からなる「人道グループ」が、核兵器の人道的結末に関する共同ステートメントを実施し、核兵器の人道的影響に関する国際会議を開催した。さらに、2015年秋の第70回国連総会第一委員会においては、核兵器の非人道性に関連する3つの決議案が採択されるなど、国際社会における関心を喚起してきている（第3部第4章参照）。日本も、非核特使・ユース非核特使の派遣、被爆証言の多言語化、海外原爆展の開催、各国指導者・外交官・実務家・若者等の広島・長崎への招へい、軍縮・不拡散教育の促進等を行い、核兵器使用の惨禍の実相に触れるため様々な努力を積み重ねてきている（第11部第3章、第4章及び第5章参照）。

4. 人間の安全保障の観点

軍縮・不拡散は、「人間の安全保障」という観点からも重要な意義を有する。「人間の安全保障」は、一人ひとりの人間に着目し、保護と能力強化を通じて人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人間一人ひとりの安全を確保するという理念である。紛争終結後も、紛争地に居住する人々の安全、生活を脅かす対人地雷、小型武器といった兵器や各種不発弾の存在は、「人間の安全保障」の実現に対する脅威となっている。これらの問題への取組は、復興と平和の前提となる安全を構築する上で極めて重要であり、「人間の安全保障」の実現にも欠かせないものである。

第2節

核兵器のない世界に向けた日本の基本的な考え方

核兵器のない世界に向けた日本の基本的な考え方は、上記第1節の軍縮・不拡散一般に対する日本の基本的な考え方を基礎とした「現実的かつ実践的アプローチ」と言えるものである。すなわち、核兵器のない世界は一夜にして実現するものではなく、特に2つの認識（核兵器の非人道性に関する正確な認識と国際社会がますます多様化する核リスクに直面していることへの冷静な認識）を基礎としつつ、現実的かつ実践的措置を通じて、核軍縮と核不拡散の双方を着実に進めていく必要がある。

現実的かつ実践的措置としては、各国が他国の動向に関係なくとる一方的措置、二国間交渉に基づく二国間措置、地域や国際社会の合意に基づく地域的・国際的措置など様々なレベルが考えられる。核兵器のない世界を達成するためには、こうした様々なレベルにおける現実的かつ実践的措置を同時並行的に推進していくことが重要である。

また、核軍縮と核不拡散は相互に補強し合うものである。核軍縮だけが進んでも、新たな核兵器保有国を生み出すようなことになっては、国際社会はますます不安定となろう。同時に、新たな核兵器保有国の出現を抑えることができたとしても、核軍縮が進んでいなければ、核兵器のない世界に近づくことはできない。核軍縮と核不拡散は「車の両輪」であり、どちらか一方の車輪が欠けても核兵器廃絶に向けて前進することはできない。

そうした核軍縮と核不拡散の両面を同時に推進することができる国際的な法的基盤を与えているのが、NPTである（第2部参照）。すなわち、NPTは、非核兵器国には核兵器を保有しないことを義務づけ、5核兵器国には、非核兵器国に核兵器を移譲しないことや、誠実に核軍縮交渉を行う義務を課している。NPTは、核不拡散を推進しつつ、同時に核軍縮を進めることを求めているのである。更に言えば、NPTは、地域や国際社会の平和と安定を提供する一つの重要な国際的合意として、日本の安全保障向上にも貢献している。

より具体的に見ると、核不拡散面で言えば、新たな核兵器保有国の出現を阻止するための追加議定書の普遍化を含む IAEA 保障措置の更なる強化

（第4部第2章参照）、核開発に寄与し得る物資・技術の拡散を阻止するための輸出管理の強化（第8部第1章参照）、核テロを阻止するための核セキュリティの強化（第4部第3章参照）などがある。

核軍縮面では、まずは核兵器の数を減らす必要がある。これまでのところ最大の核兵器保有国である米国とロシアの二国間条約に基づく削減が中心となってきた（第3部第1章第2節参照）。米国とロシアは更なる核兵器削減に努める必要がある。同時に、NPT上の他の核兵器国を含む、他の核兵器を保有するすべての国も核兵器を削減、または少なくとも米露が核兵器削減を進めている間は核戦力の増強を凍結する必要がある。他の核兵器保有国が核戦力を増強していれば、米露は更なる核兵器削減を進めることができなくなるからである。そして、核兵器のない世界を実現するためには、いずれかの段階で、米露のみならずすべての核兵器保有国が参加する形での核兵器の削減が必要となる。

こうした二国間又は複数の核兵器国による一方的措置、そして将来的な複数国間の措置に加え、国際的な措置も追求していく必要がある。核兵器のない世界を実現するためには、核兵器の削減は必要であるが、そもそも核戦力の増強を食い止める必要がある。そのための国際的措置としては、CTBT（第3部第2章）と FMCT（第3部第3章）が重要である。すなわち、核実験を全面的に禁止することで核兵器の更なる開発や質的向上を食い止める効果を有する CTBT（質的キャッピング又は質的上限）と、核兵器の材料となる核分裂性物質の生産を禁止することで更なる核兵器の生産を食い止める効果を有する FMCT（量的キャッピング又は量的上限）は、当面の国際的な核軍縮外交における車の両輪である。その意味で、質的上限を規定する CTBT の交渉が1996年に妥結したことから、量的上限を規定する FMCT は国際社会が取り組むべき次なる論理的ステップと位置づけられる。

核軍縮を進めるに際しては、核兵器の数や政策に関する情報開示（透明性）、核軍縮が実際に実施されているかを確かめること（検証可能性）及び

核軍縮を後戻りのきかない形で進めること（不可逆性）という3つの原則に基づく必要がある。これら3原則の中でも、透明性向上が最も重要である。すなわち、透明性が低ければ、本当に核軍縮を実施しているかどうかを検証できず、核軍縮が後戻りのきかない形で進められているかを確認することができない（第3部第5章第1節参照）。同時に、核兵器のない世界を達成・維持するためには、国際的に信頼できる検証体制の構築が不可欠である（第3部第5章第3節参照）。

更に言えば、核兵器のない世界を実現するためには、核兵器の数の低減だけではなく、核兵器の役割の低減も重要である。自国の安全保障政策・軍事ドクトリンにおける核兵器の役割をより絞り込んでいくことによって、信頼醸成や核兵器の数の削減にもつながる。具体的には、核兵器国は、NPT上の核不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器を使用したり、核兵器によって威嚇しないこと（消極的安全保証（NSAs））を約

束し遵守することが重要である（第3部第5章第2節参照）。また、核兵器の数や役割の低減と共に、そもそも核兵器を開発し保有する動機や誘因を減らしていくことも重要である。

核兵器のない世界に向けたプロセスの中で、これら様々な現実的かつ実践的措置を同時並行的に進めながら、最終段階の措置として多国間核軍縮の枠組み又は核兵器禁止条約がいかなる形態となり得るかにつき、長期的な視点でさらに検討することが必要となろう（第3部第5章第5節参照）。

なお、こうした核兵器のない世界に向けた上述の日本の基本的な考え方については、2014年1月の長崎大学における岸田外務大臣のスピーチや、同年5月の2015年NPT運用検討会議第3回準備委員会に提出した「核兵器のない世界に向けたブロック積み上げ方式」に関する共同作業文書においてより包括的な形で示している（注：いずれも外務省のホームページに掲載。）。

第3節 日本の取組

日本は、上記第1節及び第2節で述べた基本的考え方に基づいて、非核兵器国としてNPTを批准し、日本政府の歴代内閣も、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの「非核三原則」を堅持している。日本は、かかる基本政策を基礎として、様々な多国間の枠組や二国間の外交機会を最大限活用しつつ、軍縮・不拡散外交を積極的かつ重層的に展開している。具体的には、国連総会（第一委員会）、NPT運用検討プロセス、ジュネーブ軍縮会議（CD）といった国際的なフォーラムにおいて、日本の考え方を実現すべく努めている。例えば、国連総会においては、過去20年近くにわたって現実的かつ実践的アプローチに基づく核兵器廃絶決議を提出し、圧倒的多数の賛成で採択されている。

日本は、G7のメンバーとしてG7の枠組（G7不拡散局長級会合（NPDG）、グローバル・パートナーシップ（GP））等、これまでもグループを通じた軍縮・不拡散外交を行ってきたが、基本的には、唯一の戦争被爆国として、独自の軍縮・不拡散外交

を行ってきた。特に、核兵器国を含む各国との二国間の意見交換を通じて各種働きかけ等も行っている。今後もこうした外交努力を行っていくことに変わりはないが、さらに効果的な外交を展開するため、後述1. のとおり、日本はオーストラリアとともに、2010年に10か国（注：現在は12か国）からなるグループ（軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI））を立ち上げ、以来同グループを主導している。今後とも、こうしたグループをより積極的に活用することで、重層的な軍縮・不拡散外交を展開していく。

1. 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）

軍縮・不拡散分野において日本が主導する取組としてまず挙げられるのが、「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI:Non-Proliferation and Disarmament Initiative）」である。このグループは、2010年NPT運用検討会議の最終文書（行動計画）において合意された事項の着実な実施を後押しし、実践的か

つ具体的な提案を通じて核兵器のない世界への途上における「核リスクの低い世界」を実現すべく、10か国（日本、オーストラリア、ドイツ、カナダ、オランダ、メキシコ、チリ、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦）からなる地域横断的な非核兵器国グループとして、日本とオーストラリアが主導して2010年9月に立ち上げた。2013年9月に行われた第7回外相会合からナイジェリア及びフィリピンが新たに参加し、現在構成国は、12か国となっている。NPDIの大きな特徴として、①メンバー国の外相自身のコミットメントによるイニシアティブであること、②実践的かつ具体的なアプローチを通じ、核兵器国と非核兵器国との橋渡し役を果たしていること、が挙げられる。

NPDIは、2010年9月にニューヨークで開催された第1回外相会合では、NPT運用検討会議の成果を前進させ、核兵器の数的削減と役割の低減、不可逆性、検証可能性及び透明性を伴った核軍縮プロセスの進展、CTBTの早期発効、FMCTの即時交渉開始等に関する具体的提案につき議論を行い、「核リスクの低い世界」の実現に向けた現実的取組を進める決意を表明した。

その後NPDIは、ほぼ毎年2回の頻度で外相会合を開催し、核戦力の透明性向上やFMCT早期交渉に向けたグループの取組等に関し議論を行った。こうした議論を通じて、例えば、2012年、2014年に核兵器国が行う核軍縮措置の報告に関し、NPDIとして標準報告フォーム案を作成し、核兵器国に提示する等具体的な成果を積み重ねてきた。

日本は、2013年4月から5月にかけてジュネーブにおいて開催された2015年NPT運用検討会議第2回準備委員会で、NPDI諸国と共同で6本の新たな作業文書（①CTBT、②非戦略核、③核兵器の役割低減、④輸出管理、⑤非核兵器地帯、⑥核兵器国への保障措置拡大）を提出するとともに、前年提出したものから内容を改訂した軍縮・不拡散教育に関する作業文書の計7本を同準備委員会に提出した。また、NPDIとして5核兵器国や非同盟諸国グループ（NAM）代表との会合を主導するなど、NPT運用検討プロセスの中での存在感を着実に高めてきた。NPDIの作業文書の趣旨は概ね議長サマリーに反映され、メンバー国以外からも賛同国が現れた作

業文書もあった。

次いで2013年9月に行われた第7回外相会合から、ナイジェリアとフィリピンが新たにメンバーとなり、それまで課題であったアフリカとアジアからの地域代表性を向上させ、核軍縮・不拡散分野におけるグループの存在感を高めることができた。2014年の広島外相会合や、2015年のNPT運用検討会議第3回準備委員会に向けて、核兵器の人的影響について議論し取り組んでいく意思を共有した。

2014年4月に開催された第8回外相会合は、日本で初めてかつ被爆地である広島での開催であったため、NPDI各国として核兵器のない世界に向けた取り組みをこれまで以上に積極的に取り組むための絶好の機会となった。会議の結果、採択された広島宣言では、日本の提案である、①すべての種類の核兵器削減、②核兵器削減交渉の多国間化、③核軍縮努力を行っていない国に対する核戦力の削減の要求、④透明性の向上等、実践的かつ具体的な措置につき合意がなされるとともに、これまで各国の立場が一致していなかった核兵器の非人道性については、①国際社会を「結束させる」触媒となること、②国境と世代を越えて「広げていく」こと、③科学的側面についての知見を「深めていく」ことが重要であるという日本の考えに合意が得られたことは大きな成果である。軍縮・不拡散にかかる被爆地広島の人々のみならず日本国民全体の想いをより効果的に実現していくための極めて大きな一歩となった。

2014年4月から5月にかけてニューヨークにて開催された2015年NPT運用検討会議第3回準備委員会においては、直前に行った広島外相会合の結果をふまえ、共同ステートメントや新たな作業文書や他グループ及びNGOとの会合を通じて更に認知度を高め、その活動への幅広い理解と支持を得る好機と期待された。日本は、NPDI議長国として、7本の新たな作業文書（①新戦略兵器削減条約後の核軍縮、②核軍縮における透明性の向上、③警戒態勢解除、④核セキュリティ、⑤中東非大量破壊兵器地帯、⑥NPT脱退、⑦広島宣言）を今次準備委員会に提出した。これらの作業文書は、メンバー以外の国のステートメントの中でも言及されるなど、その活動への注目が高まった。

さらにNPDIは、2015年NPT運用検討会議に向けては、2本の新たな作業文書（①2015年NPT運用検討会議合意文書案、②非核兵器国による透明性）を提出した。前者の作業文書は、これまでNPDIが提出した18本の作業文書の内容を同運用検討会議の合意文書案として1つに包括的な形でまとめたものであり、各国や議長団から大きな注目を得た。

このようにNPDIとして2015年NPT運用検討会議の成功を促進するため、様々な実践的かつ具体的な提案を行うとともに、多様な立場を橋渡しするため、建設的かつ能動的な役割を果たしてきている。

2. 日本提出の核兵器廃絶決議

日本は1994年以降毎年、国連総会に核兵器廃絶決議案を提出し、核軍縮に向けて努力すべき方向性として日本が掲げる現実的かつ実践的アプローチを国際社会に示してきた。この決議は、例年国連総会において圧倒的多数の国からの賛成を得て採択されており、2015年には、107か国の共同提案国を代表して提出され、166か国の賛成を得て採択された（国連加盟国は193か国）。

核兵器廃絶決議の内容は、5年毎に開催されるNPT運用検討会議の結果を踏まえて大幅な改訂を行う慣行となっている。現在の決議は、2015年のNPT運用検討会議において合意が得られなかったことを受けて改訂したもので、タイトルを新たに「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」とし、核兵器のない世界に向けた国際社会の具体的行動を求める内容のものである。同決議の内容の主要要素としては、①核戦力の透明性を一層高めていくこと、②北朝鮮に対して更なる核実験を行わず、全ての核兵器及び既存の核計画を放棄するよう強く求めること、③核兵器の非人道性への深い懸念が全ての取組の基本にあること、④2015年が広島・長崎原爆投下から70年に当たることを踏まえて指導者や若者による被爆地訪問等を通じ核兵器の実相への認識を広めることが含まれている。このことは、日本の決議が、非同盟運動（NAM）諸国が掲げる核兵器禁止条約の即時交渉開始のようなアプローチを取るのではなく、現存のNPT体制遵守の重要性を強調した上で、

CTBTやFMCTといった枠組みを早い段階で成立させようと呼びかけている点で現実的かつ実践的な日本のアプローチを反映したものであることを示している。

日本の核兵器廃絶決議の特徴は、これまで圧倒的多数の国の支持を得ているということに加え、核兵器国を含む幅広い立場の国々からの支持を集めてきた点にある。2014年までは、2009年以降それまで反対していた米国が共同提案国になり、さらに2012年には英国が16年ぶりに共同提案国として加わった。またフランスも賛成票を投じていた。2015年においては、核兵器国と非核兵器国の対立の高まりの余波を受け、核兵器国の賛成は得られなかったが、国連総会第一委員会に提出された3つの人道関連決議案等を反対した米国、英国、フランスは、日本の決議に対しては棄権という投票態度であり、核兵器国と非核兵器国の双方の協力を求める日本の決議案は存在感を示したといえる。したがって、日本としては、引き続き、核兵器国と非核兵器国双方の理解・協力を得る努力を継続し、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた機運を高めていくことが重要である。

3. G7／G8を通じた取組

（1）背景とこれまでの経緯

G7／G8を通じた取組としては、1993年に発足したG8不拡散専門家会合（NPEG: Non-proliferation Experts Group）が、2006年以降にG8不拡散局長級会合（NPDG: Non-proliferation Directors Group）へと格上げされ、軍縮・不拡散に関するG7／G8共通の課題について意見交換を行い、協働して取り組みを行う場として用いられている。

2002年の加カナナスキス・サミットにおいては、NPEGが起草した「G8 グローバル・パートナーシップ テロリストまたはテロリストを匿う者による大量破壊兵器または物質の取得を防止するための原則」が採択され、核・化学・生物兵器及びその他の関連物資等の拡散防止を主な目的とする「大量破壊兵器及び関連物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ（GP）」が10年のマンデートで設置された。

GPは、当初、ロシア及び旧ソ諸国を対象に、大

量破壊兵器の拡散防止を主目的としたプロジェクトを実施してきたが、2008年北海道洞爺湖サミットにおいて世界的に存在する大量破壊兵器の拡散に取り組むことが合意され、2011年仏ドーヴィル・サミットにおいて当初10年間であったマンデートを延長することが合意された。2012年にはCBRN（化学・生物・放射性物質・核）セキュリティに関するサブ作業部会が設置される等、より体系的な取組が進められているほか、原子力安全に関しても更なる協力を進めることが合意された。参加国も随時拡大しており、現在はG7を含む28か国及び欧州連合（EU）に加え、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）、化学兵器禁止機関（OPCW）等の国際機関が参加している。

（2）日本の取組

G7として核兵器のない世界に向けた力強いメッセージを発出できるよう、日本としても取り組んできており、2015年リユーベック外相会合で発表

された「不拡散及び軍縮に関するG7ステートメント」においては、広島・長崎への被爆年忌や核兵器使用の壊滅的な結末について言及がなされた。

GPの枠組みにおいて、日本は、ロシアの退役原潜6隻の解体事業への貢献に加え、旧ソ諸国（ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）における核セキュリティ関連事業に貢献してきた。

4. 二国間協議における日本の取組

日本は、軍縮・不拡散分野における取組をグローバル、地域、二国間のレベルで重層的に行っており、中でも二国間の協議を通じて日本と特定の国との間で共有する課題に取り組んできた。NPT体制の強化、CTBTの発効促進、FMCTの即時交渉開始をはじめ、生物及び化学兵器や通常兵器に関する協力、地域情勢についての意見交換などの幅広い軍縮・不拡散分野の課題についての包括的な意見交換を様々な国と行っている（以下表参照）。

2016年	2月15日	日イラン軍縮・不拡散協議（東京）
2015年	12月 8日	日露軍縮・不拡散協議（モスクワ）
	8月10日	日米軍縮・不拡散委員会（東京）
	2月25日	日 EU政治対話：軍備管理・軍縮・不拡散ワーキンググループ（東京）
2014年	12月16日	日豪軍縮・不拡散協議（キャンベラ）
	12月 3日	日韓軍縮・不拡散協議（ソウル）
	11月10日	日露軍縮・不拡散協議（東京）
	9月22日	日米軍縮・不拡散委員会（ワシントン DC）
	6月 9日	日パキスタン軍縮・不拡散協議（東京）
	4月12日	日米軍縮・不拡散委員会（広島）
	2月25日	日 EU政治対話：軍備管理・軍縮・不拡散ワーキンググループ（サンクトペテルブルク）
	1月12日	日イラン軍縮・不拡散協議（テヘラン）
2013年	12月20日	日ミャンマー軍縮・不拡散協議（ネーピードー）
	11月21日	日韓軍縮・不拡散協議（東京）
	9月30日	日米軍縮・不拡散委員会（ワシントン DC）
	7月19日	日印軍縮・不拡散協議（東京）
	7月10日	日露軍縮・不拡散協議（モスクワ）
	5月23日	日メキシコ軍縮・不拡散協議（メキシコシティ）
	5月 8日	日米軍縮・不拡散協議（東京）
	2月 8日	日パキスタン軍縮・不拡散協議（イスラマバード）